

防経航第4584号
23 . 4 . 13
一部改正 防経航第16353号
26 . 12 . 10
一部改正 防官文(事)第18号
27 . 10 . 1
一部改正 防装庁(事)第10196号
28 . 7 . 15

経理装備局長
各幕僚長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長

事務次官

防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する
手続について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 趣旨

この通達は、防衛省が開発した航空機等（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機及び航空機に装備する発動機をいう。以下同じ。）の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術資料等 研究委託契約（研究委託契約又は試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）第2条第1号に規定する研究委託契約をいう。）、試作契約（同条第2号に規定する試作契約をいう。）、装備品等の開発（装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第2条第7号に規定する装備品等の開発をいう。）から得られた技術上の成果（文書、図面又は図表に表すことができるもの）に限り、特許、実用新案登録及び意匠登録に係るものを除く。）を

いう。

- (2) 民間転用 技術資料等を利用して防衛省以外の者のために航空機等を開発し、製造し、又は販売することをいう。
- (3) 企業 民間転用を行う営利企業体（営利を目的とする会社その他の団体をいう。）をいう。
- (4) 民間転用契約 技術資料等の利用に対する対価（以下「利用料」という。）の支払その他必要な事項に関し、民間転用を行うことについての申請（以下「民間転用申請」という。）の承認（第6項第1号に規定する防衛大臣の承認をいう。）を得た企業との間で締結する契約をいう。
- (5) 民間転用機等 民間転用を行う航空機等をいう。
- (6) 販売先 企業が民間転用を行う航空機等を販売する相手をいう。
- (7) 利用に関する取決め 民間転用契約を締結するに当たり、民間転用機等及びこれに係る技術資料等の適切な管理を確保するため、防衛省と予定する販売先との間で締結する取決めをいう。
- (8) 防衛装備庁長官等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。
- (9) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。

3 開示申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から民間転用を検討するために当該企業の職員に対して技術資料等を開示することについての申請（以下「開示申請」という。）があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 技術資料等の開示を希望する航空機等の型式
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 技術資料等の開示を求める期間
- (5) 開示を希望する技術資料等の名称
- (6) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

4 公開申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から第三者に対して技術資料等を公開することについての申請（以下「公開申請」という。）があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 当該第三者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 技術資料等の公開を希望する航空機等の型式
- (4) 用途及び利用計画
- (5) 技術資料等の公開を求める期間
- (6) 公開を希望する技術資料等の名称又は編集物の写し
- (7) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

5 民間転用申請に係る手続

防衛装備庁長官は、企業から民間転用申請があった場合は、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 予定する販売先及び販売数量
- (3) 民間転用を希望する航空機等の型式
- (4) 用途及び利用計画
- (5) 民間転用を行わない器材及び部位の名称
- (6) 共同開発を行おうとする企業及び下請企業の名称
- (7) 利用に関する取決めに締結することについての予定する販売先の同意書
- (8) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

6 開示申請等の承認

- (1) 防衛大臣は、開示申請（当該開示申請において民間転用を希望する航空機等の型式が既に承認（この号に規定する防衛大臣の承認をいう。）を得た開示申請に係るものと同様である開示申請を除く。）又は民間転用申請があったときは、これらの申請に係る技術資料等が次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

ア 申請に係る航空機以外の航空機に関する事項が含まれているとき（当該事項が申請に係る航空機に関する事項と共通するものであるときを除く。）。

イ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定に基づき特定秘密に指定された情報が含まれているとき。

ウ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項の規定に基づき秘として指定されているとき。

エ その利用が防衛省の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (2) 防衛装備庁長官は、開示申請（当該開示申請において民間転用を希望する航空機等の型式が既に承認（前号に規定する防衛大臣の承認をいう。）を得た開示申請に係るものと同様である開示申請に限る。）又は公開申請があったときは、これらの申請に係る技術資料等が前号アからエまでのいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (3) 前2号に規定する承認は、開示申請、公開申請又は民間転用申請に係る技術資料等の一部に第1号アからエまでに掲げる事項が含まれている場合において、当該事項を容易に区分して除くことができるとき（当該事項を除いた部分に有意の事項が含まれていないと認められるときを除く。）は、当該事項を除いた部分につき行うものとする。

7 利用に関する取決めの締結等

- (1) 防衛装備庁長官は、民間転用申請の承認後、利用に関する取決めに締結するものとする。

(2) 利用に関する取決めには、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 販売先は、民間転用機等及びこれに係る技術資料等を第5項第4号の用途以外の用途に使用してはならないこと。

イ 販売先は、民間転用機等を第三者に移転してはならないこと。

ウ 販売先は、民間転用機等及びこれに係る技術資料等の適切な管理を確保するために必要な措置をとること。

エ 販売先は、民間転用機等又はこれに係る技術資料等を第三者に使用させようとするときは、あらかじめ防衛装備庁長官の承認を受けること。

オ その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

(3) 防衛装備庁長官は、民間転用契約の締結後、販売先から前号エに規定する承認の申請があったときは、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとし、防衛省の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、これを承認するものとする。

ア 当該販売先の名称並びに代表者の氏名及び住所

イ 当該第三者の名称並びに代表者の氏名及び住所

ウ 当該第三者に使用させようとする民間転用機等の型式又はこれに係る技術資料等の名称若しくは編集物の写し

エ 用途及び利用計画

オ 当該第三者に民間転用機等又はこれに係る技術資料等を使用させようとする期間

カ その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

8 幕僚長との協議

防衛装備庁長官は、第3項、第4項、第5項又は第7項第3号の書面の提出があったときは、当該書面に係る航空機等を部隊の使用に供している陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務を監督する幕僚長に協議するものとする。

9 民間転用契約の締結

(1) 民間転用契約の締結については、防衛装備庁長官が行うものとする。

(2) 民間転用契約の内容に関する基準は、次号に掲げるものを除き、防衛装備庁長官が定める。

(3) 民間転用契約を締結した企業から利用料の納付を求める期間は、納付した利用料の累計額が当該民間転用契約に係る航空機等の開発費用を上回るまでの期間又は当該民間転用に係る最初の契約締結の日から起算して20年を経過するまでの期間のいずれか短い期間とする。

10 開示申請に係る承認の特例

防衛装備庁長官は、第3項に規定する開示申請を行い、第6項に規定する承認を得た企業が、当該承認に係る第3項第4号に規定する期間（以下この項に

において「開示期間」という。)の延長を希望する場合であって、次に掲げる事項を記載した書面を提出したときは、開示期間を延長することができる。この場合においては、第6項第1号又は第2号に規定する承認は要しない。

- (1) 当該企業の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 技術資料等の開示を希望する航空機等の型式
- (3) 用途及び利用計画
- (4) 技術資料等の開示を求める新たな期間
- (5) 開示を希望する技術資料等の名称
- (6) 前回開示申請の承認を得た際に提出した書面及び承認文書
- (7) その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

1 1 民間転用契約の締結の実績に関する報告

防衛装備庁長官は、民間転用契約を締結した毎会計年度の実績について、別記様式により防衛大臣に報告しなければならない。

1 2 関係部局間の協力

- (1) 関係部局は、防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続の実施に関し、相互に協力するものとする。
- (2) 関係部局は、防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等であって、保存期間が満了したものについて、保存期間及び保存期間の満了する日を延長することとする。

1 3 委任規定

本通達に定めるもののほか、防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官等がそれぞれの所掌事務に属する事務について定める。

別記様式（第 1 1 項関係）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

防衛装備庁長官 印

民間転用契約締結状況報告書（平成 年度分）

航空機等の型式

民間転用契約の相手方

民間転用契約の内容

契約期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

基本額

利用料率 %

基本率 %

寄与率 %

条件率 %

民間転用の成果

No	販売先	販売価格	販売台数	利用料
1				円
2				円
3				円
計			件	計 円

防衛省への効果

--

※ 民間転用契約を複数締結した場合は、契約ごとに報告書を作成すること。